

株式会社東芝

原子力技術研究所使用施設（N28-2）

平成27年度（第3回）保安検査報告書

平成28年2月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要
 - (1) 保安検査実施期間
 - (2) 保安検査実施者

2. 保安検査内容
 - (1) 基本検査項目
 - (2) 追加検査項目

3. 保安検査結果
 - (1) 総合評価
 - (2) 検査結果
 - (3) 違反事項

4. 特記事項

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間（詳細は別添1参照）

平成27年12月4日（金）

(2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 中嶋 聡明

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入り等により保安規定の遵守状況の確認を行った。

(1) 基本検査項目

① 放射線管理

② 放射線測定

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射線管理」及び「放射線測定」を検査項目として検査を実施した。

検査の結果、検査項目について、保安規定に基づいて保安活動が実施されており、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

別添2参照

(3) 違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添1)

平成27年度第3回保安検査日程

月日	12月4日(金)
午前	●初回会議
	○放射線管理
午後	○放射線測定
	●現場確認
	●チーム会議
	●まとめ会議

注) ○ : 基本検査項目 ● : 会議等

検査結果(1/2)

1. 検査実施日

平成27年12月4日(金)

2. 検査項目

放射線管理

3. 対象となった保安規定の条文

第21条 管理区域等の設定

第22条 管理区域等への立ち入り制限

第23条 一時管理区域

第24条 管理区域に立ち入る者の遵守事項

4. 検査結果

放射線管理が適切に行われているか、平成26年度下半期以降を対象に検査を行った。

管理区域及び周辺監視区域の設定は、核燃料取扱主務者(以下、「主務者」と言う。)の同意を得て管理担当部長が行うこととしているが、管理区域及び周辺監視区域の設定に変更はない。

管理区域及び周辺監視区域については、他の場所と区別するため、壁、柵等により区画され、標識が設けられている。

管理担当部長は、周辺監視区域へ業務上立ち入る者以外の立入りを制限するとともに、管理区域の出入口の鍵の管理をしている。また、放射線管理室長(以下、「放管長」と言う。)は、管理区域への立入りを放射線業務従事者及び一時立入者として許可された者のみとしており、一時立入者が管理区域に立ち入る際には放射線業務従事者を同行させている。

管理担当部長は、主務者の同意を得て、管理区域に係る線量等の基準値を超え、又は超えるおそれのある区域を一時管理区域として設定表示及び解除を行うこととしているが、一時管理区域を設定した事例はない。

管理区域に立ち入る者は、放管長及び管理区域責任者の指示に従う他、放射線測定器の着用等、保安規定に定める事項を遵守している。

これらのことについて、「入退域用場所登録申請書(平成26年10月～平成27年11月)」、「管理区域一時立入(作業用)実績(平成26年10月～平成27年11月)」、「外部被ばく線量測定報告書(平成26年1

0月～平成27年11月)」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他
なし

検 査 結 果 (2 / 2)

1. 検査実施日

平成27年 12月4日(金)

2. 検査項目

放射線測定

3. 対象となった保安規定の条文

第25条 放射線の量等の測定

第26条 個人被ばく線量当量の測定

第27条 測定結果の記録等

第28条 測定に係る勧告及び措置

4. 検査結果

放射線測定が適切に行われているか、平成26年度下半期以降を対象に検査を行った。

放管長は、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び周辺監視区域境界において、線量当量又は線量当量率を測定するとともに、貯蔵施設及び廃棄施設において、表面密度を測定しており、異常な値は検出されていない。

放管長は、管理区域に立ち入る者について、外部被ばく及び内部被ばくによる線量当量の測定を行うこととし、内部被ばくによる線量の測定は、核燃料物質を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合に行うこととしているが、内部被ばくの測定を行う必要がある事例はなかった。

外部被ばくによる線量当量の測定は、所定の放射線測定器を用いて行っており、補助放射線測定器による測定は毎日、放射線測定器による測定については、毎月及び年間の測定結果を記録し、保管している。補助放射線測定器による測定結果が1週間以内に1ミリシーベルトを超えた場合には、放射線測定器の測定をその都度行うとしているが、その事例はなかった。

また、個人被ばく線量の測定結果については、記録の都度対象者にその写しを交付している。

なお、女子の放射線業務従事者はいない。

放管長は、管理区域内の人の立ち入る場所における線量当量率及び表面汚染に係る測定結果が保安規定に定める値を超え、又はそのおそれのある場合には、管理担当部長に報告するとともに、N28-2担当部長に通知し、直ちに適切な措置を講じることとしているが、その事例はなかった。

これらのことについて、「ガラス線量計測定結果（平成26年10月～平

成 27 年 1 1 月)」、「線量当量率測定記録(平成 26 年 10 月～平成 27 年 1 1 月)」、「表面密度測定記録(平成 26 年 10 月～平成 27 年 1 1 月)」、「個人管理台帳(平成 27 年 9 月分)」、「個人線量通知(平成 27 年 10 月)」等の記録、関係者聴取及び現場立ち入りにより確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

5. その他

なし